

令和6年度農村ファンと地域をつなぐ未来創出事業 TUNAGU 活用促進業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が令和6年度農村ファンと地域をつなぐ未来創出事業 TUNAGU 活用促進業務（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

過疎化や高齢化による担い手不足により、農地の荒廃や集落機能の低下が進行している中山間地域^{※1}において、県内外の多様な人材（以下、「農村ファン」という。）の協働活動^{※2}への参加促進や、農村環境の保全及び地域資源の保存等の農村地域の維持・発展に関わる活動に取り組む団体^{※3}（以下、「地域団体等」という。）の課題解決に向けた支援を行うことで中山間地域の活性化を目指す。

※1：別紙1「栃木県の中山間地域（本事業の対象市町）」参照。

※2：本見積条件書における協働活動とは、農村環境の保全や地域資源の保存等の農村地域の維持・発展に関わる活動に、地域団体と農村ファンが一緒に取り組むことをいう。

※3：地域住民が中心となる団体の他、地域と一体となり、主軸として活動を主催するなど地域の活動を補う取組を実践する企業やNPO等を含む。

2 事業の背景及び考え方

これまで、中山間地域を支える持続可能な仕組みを確立するため、農村ボランティアマッチングサイト「TUNAGU」^{※4}（以下、「TUNAGU」という。）を核に、協働活動の理解促進の取り組みとして交流会を開催し、農村ファンと地域団体との交流機会の創出や「TUNAGU 特派員」^{※5}等による情報発信の強化など外部人材の活用を行ってきた。

また、地域団体の体制確立及び活動の発展を図るため、相談窓口を設置し、中間支援組織^{※6}による地域団体の取組段階に応じた支援を実施してきた。

令和6年度は、引き続き協働活動の理解促進及び地域団体等の取組段階に応じた支援を継続し、農村ファン間の交流強化や外部人材の発掘・育成を通じて、新たな人材を地域に呼び込み、中山間地域の活性化を目指す。

※4：甲が運営する栃木県の中山間地域の魅力ある情報を発信し、農村ファンと地域団体を協働活動により結び付けるためのサイト（<https://tochigi-tunagu.jp/>）。

※5：栃木県内の中山間地域の地域団体と協働して地域を盛り上げる意向があり、主体的に独自の専門性やスキルを活かして地域活動の企画や運営、情報発信などに関わる人。候補の想定は、プロボノ（職業上もっている知識・スキルや経験を活かして社会貢献する人材）、地域活動に興味のある大学生・高校生等。詳細は別紙2を参照。

※6：地域団体等と行政や企業、大学等との間に立って協働活動の活性化を支援する組織であり、地域団体等への助言、情報提供等を行うNPO等。

3 委託期間

本業務の履行期間は契約締結日から令和7(2025)年3月18日(火)までとする。

4 委託料

- (1) 3,978,480円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。ただしその内訳は、農村ファン交流推進業務1,747,680円、地域団体等サポート業務2,230,800円を目安とする。
- (2) 委託料の支払いは、本業務完了後の精算払を基本とする。ただし、乙は業務遂行のための財源として前払金が必要な場合は、甲と協議の上、委託料の10分の3以内の前払金の支払いを甲に請求することができるものとする。

5 業務内容

(1) 農村ファン交流促進業務

ア 現地交流会の開催

TUNAGUで協働活動の参加者を募集している地域団体等の活動場所に赴き、地域の自然や住民と直接触れあうことを通じて、TUNAGUの会員や協働活動等に興味ある若者の中山間地域における協働活動の参加意欲を高めるため、以下のとおり交流会を開催すること。

内容	<ul style="list-style-type: none">・協働活動を体験するワークショップ(草刈り、竹の伐採等)・フリートーク(地域団体や参加者と意見交換)・参加者へのアンケート実施
会場	栃木県内 (TUNAGUで協働活動の参加者を募集している地域団体等の活動場所)
開催時期	令和6(2024)年11月(予定) 1回程度開催
対象者	TUNAGUの会員、協働活動に興味のある首都圏在住の若者・学生等
定員	20名程度
募集方法	<ul style="list-style-type: none">・交流会の開催に係るチラシの配布 なお、チラシについては以下の仕様で乙が制作し、配布先については、甲と協議の上決定すること。 【規格】A4判、両面1枚、フルカラー 【部数】500枚以上 【納期】現地交流会の募集開始まで(概ね開催の2か月前まで)・TUNAGU上における募集記事の投稿・その他、募集に効果的な方法があれば提案すること。
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・乙は、交流会の実施に係る企画・運営、参加者募集に係る広報、関係者との日程調整、参加者の管理、参加者へのアンケート作成、参加者のフォローアップの他、事業に必要な全ての業務を実施すること。・参加者の人数に応じてボランティア保険等、活動参加に必要な保険に加入すること。・参加者から参加費は徴収しないこと。ただし、食料費等の実費(昼食代等)は、原則として参加者の自己負担とすること。・必要に応じて、参加者と円滑なコミュニケーションをとることができ、かつ、進行管理を行うことができる司会者(ファシリテーター)を手配すること。・首都圏在住者が参加しやすいように現地への移手段も含めて準備すること。・旅行業法や道路運送法など関連法令を遵守すること。・現地交流会の受入地域団体への謝金、旅費等も本事業費に含むこと。

イ SDGs や脱炭素、CSR 等に関心のある企業等への協働活動参加推進

乙は、SDGs や脱炭素、CSR 等に関心のある企業・団体、大学等に対し、TUNAGU の周知及び協働活動への参加推進を行うこと。

- ・対応日数：10 日程度

ウ TUNAGU 特派員の募集及びサポート

別紙 2 『「TUNAGU 特派員」に関する実施要領』に基づき、県内外から TUNAGU 特派員を募集すること。また、乙は TUNAGU 特派員が地域団体等と協働して円滑に活動を行うための支援及び助言を行うこと。

募集期間	令和 6 (2024) 年 6 月～9 月まで随時募集 (予定)
募集方法	<ul style="list-style-type: none">・ TUNAGU 特派員募集に係るチラシ (制作済) の配布・ TUNAGU 上における募集記事の投稿・ その他、募集に効果的な方法があれば提案すること
募集人数	10 名程度
選定方法	<ul style="list-style-type: none">・ 選定、委嘱については甲が実施する。・ この他、甲が指名する TUNAGU 特派員候補者については公募によらず決定する。
主なサポート内容	<ul style="list-style-type: none">・ 地域団体等への TUNAGU 特派員の紹介・ TUNAGU 記事作成への助言・指導・ TUNAGU 特派員からの相談対応・ その他、円滑な事業実施に必要な業務
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 乙は、TUNAGU 特派員の募集及び活動のサポートを実施するほか、企画・運営、募集に係る広報、関係者との連絡調整、応募者の個人情報などのリスク管理、応募者のフォローアップの他、事業に必要な全ての業務を実施すること。・ 乙は応募者の情報等について、速やかに甲に報告すること。

エ 会員証の増刷

会員に対して、自分自身が地域づくりの一員であるという帰属意識を高め、協働活動への継続的な参加を促進するため、乙は、甲から提供する既存のデザインデータにより会員証を増刷すること。

【増刷枚数】両面カラープラスチックカード 500 枚程度

【納 期】令和 6 (2024) 年 9 月 (予定)

(2) 地域団体等サポート業務

地域団体等に対し、中間支援組織が内容に応じた支援を行うことにより、地域団体等の活動発展を促進する。

ア 相談窓口の設置

乙は、地域団体等向け相談窓口を設置し、適切な方法により地域団体等からの相談を受け付けること。

- (ア) 簡易な内容については、その場で助言し、本事業の目的に該当しない内容については、関係機関等への報告等、速やかに対応すること。
- (イ) 受け付けた相談については、必要に応じ相談者及び関係者へのヒアリングや現地調査等を行うこと。
- (ウ) 乙は自身が管理する Web サイトや SNS 等を活用し、相談窓口の周知を図ること。加えて、甲が TUNAGU で相談窓口の周知を図るにあたり、乙は素材提供等に協力すること。

イ 地域団体等に対する支援

想定する支援内容は、別紙 3 のとおりとし、乙は甲と協議しながら相談内容に応じた適切な支援を行うこと。

- (ア) 乙は、ア (イ) の調査を基に、甲と協議の上、地域団体等支援計画書を作成すること。
- (イ) 乙は本委託業務終了後、支援状況と成果をとりまとめ、支援結果報告書を 10 (2) の成果品に含めて甲に提出すること。

ウ 行政機関との情報共有

イの支援に際しては、甲と協議の上、必要に応じて関係市町、関係農業振興事務所と情報共有を図ること。

エ 地域団体等による TUNAGU 活用の促進

乙の有するネットワークや強みを活かし、TUNAGU を周知し、地域団体等による活用促進を行うこと。

なお、その際、地域団体等に対してイによる支援は必須要件としない。

- ・対応日数：10 日程度

6 業務計画書の提出

本業務の実施に先立ち、乙は以下に示す内容等を取りまとめた「業務計画書」を作成し、甲と十分に打合せを実施した上で、了承を得ること。

(1) スケジュール

別紙 4 のスケジュールを基本とするが、甲と協議の上、変更可能とする。

(2) 実施体制

ア 本業務に関する実施体制を示すこと。

イ 乙は、本業務を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

ウ 実施責任者は、甲の担当者と十分な意思疎通が図れる者とし、委託期間を通じて、甲の担当者と緊密な連携、調整を図ること。

エ 実施体制を変更する場合は、甲に事前に報告し、新しい実施体制について了承を得ること。

(3) 連絡体制

5 (2) アで設置する相談窓口を含む連絡先一覧を作成すること。連絡先には対応者氏名、メールアドレス、電話番号を含むこと。

7 実施状況報告書の提出

乙は、毎月1回書面にて、業務に対する「実施状況報告書」を提出すること。
なお、5 (1) 及び (2) の業務を分けて報告書を作成すること。

8 実績報告書の提出

乙は、業務委託完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存した電子媒体を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。

9 会議、打合せ等の出席

乙は、甲と定期的に打合せを実施するほか、甲の求めに応じ、TUNAGUに関わる他の事業者との会議等に参加し、地域団体等の支援やTUNAGU利用促進に係る意見交換を行うこと。
その他業務遂行上必要が生じた場合は、適宜打合せ等を実施すること。

10 提出物

(1) 実施状況確認及び事業実施に係る提出物

No	提出物名	記載場所	納品期日	納入形式
1	業務計画書	6	契約締結後 10 営業日以内	データ
2	現地交流会チラシ	5 (1) ア	募集開始まで (概ね開催の 2 か月前まで)	紙媒体 500 部以上 データ
3	会員証	5 (1) エ	令和 6 (2024) 年 9 月 (予定)	500 枚程度
4	支援計画書	5 (2) イ (ア)	支援開始前日まで	データ
5	支援結果報告書	5 (2) イ (イ)	令和 7 (2024) 年 3 月 18 日まで ※乙が作成する成果物に含め 報告すること	データ
6	実施状況報告書	7	対象月の翌月 10 営業日以内 ※令和 7 (2025) 年 3 月分は 3 月 14 日までの状況を 3 月 18 日 までに報告すること	データ

(2) 成果物

本委託業務終了後、実施業務に係る実績報告書（任意様式）を作成し、令和7(2025)年3月18日までに電子データ及び紙媒体で1部甲に提出すること。

(3) 納入条件

ア 紙媒体

- ・日本産業規格A列4番又はA列3番（A列3番を用いる場合は折り込み、A列4番に収まる形態とすること）の形態で納品すること。

イ データ・電子媒体

- ・Microsoft社のWord、Excel、PowerPointで扱える形式とすること。
- ・データはメール等により納品すること。
- ・実績報告書はUSBメモリ等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。

(4) 検収

- ・乙は、納品期日までに甲に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ・検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合は、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について甲に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
- ・甲は、必要がある場合には、乙に対して本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができるものとする。

(5) その他

- ・成果物は全て日本語で作成すること。ただし、固有名詞については日本語以外での記述も可とする。
- ・専門用語には説明を伏すこととし、本業務内でのみ使用する文言については定義付けを行うこと。
- ・第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

11 著作権等

- (1) 乙は、本業務の実施にあたり、画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。
- (2) 本業務に係る著作権及び使用权は、全て甲に帰属するものとし、素材データもあわせて甲が自由に二次利用できるものとする。
- (3) 乙は、各業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得るものとする。
- (4) 本業務により制作された成果物の一切の著作権は、全て甲に移転する。
- (5) 乙は、甲が認めた場合を除き、成果物に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (6) 本業務により生じた特許権等の知的財産については、全て甲に帰属する。

12 秘密保持等

(1) 個人情報の取扱い

乙が本業務を行うに当たって取り扱う個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 機密保持、資料の取扱い

- ・受託した業務以外の目的で情報を取得しないこと。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を、委託した業務以外の目的で利用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- ・乙の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合は、直ちに甲に報告すること。また、その個人情報の漏洩に伴い甲に損害が発生した場合は、乙はその一切の責任を負うものとする。
- ・業務の履行中に取り扱った情報については、複製したものを含め、本業務終了後に返却可能なものは返却しつつ、抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- ・適切な措置が講じられていることを確認するため、甲の求めに応じて遵守状況の報告を行う、又は甲による実地調査が実施できるようにすること。
- ・秘密保持は、契約完了後も有効に存続する。

13 その他

- (1) 本仕様書に記載された業務に係る一切の経費（人件費、報償費、交通費、宿泊・車両コーディネート費、消耗品費等）は、全て委託金額に含むものとする。
- (2) 乙は、業務の実施に当たり関連する法令等を遵守すること。
- (3) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決する
- (4) 本業務の成果は、全て甲に帰属する。
- (5) 業務実施に当たっては、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。
- (6) 委託内容やスケジュール等の修正・変更には可能な限り柔軟に対応すること。
- (7) 本仕様書に記載されていることを遵守した上で、より良い提案がある場合は、企画提案書に記載すること。なお、本仕様書に記載する目的と同等以上の成果が得られる場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (8) この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し、業務を進めるものとする。また、協議の結果、甲から乙へ資料の提出を求める場合がある。

(9) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合はこの限りでない。また、再委託する場合、契約内容を甲に明示すること。

(別紙1)

栃木県の中山間地域（本事業の対象市町）

市町名	(参考) 所管する農業振興事務所名
鹿沼市	上都賀農業振興事務所
日光市	
茂木町	芳賀農業振興事務所
栃木市	下都賀農業振興事務所
矢板市	塩谷南那須農業振興事務所
塩谷町	
那須烏山市	
那珂川町	
大田原市	那須農業振興事務所
那須塩原市	
那須町	
佐野市	安足農業振興事務所

(別紙2)

「TUNAGU 特派員」に関する実施要領

(趣旨)

第1 栃木県の中山間地域で活動する地域団体と連携し中山間地域の魅力や協働活動に関連する情報等を県内外に向け広く発信すること及び地域団体の活動の企画、運営に参画し、協働活動の更なる活性化を目的として委嘱する「TUNAGU特派員」(以下「特派員」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

(特派員の委嘱)

第2 特派員は、ボランティアとして栃木県内の地域団体と協働して中山間地域を盛り上げる意向があり、自身の専門性やスキルを活かして主体的に地域活動の企画や運営、情報発信などに関わりたい者から選定することとし、農村振興課長が委嘱する。

(特派員の人数)

第3 特派員の人数は10名程度とする。

(特派員の公募)

第4 特派員の応募は公募とし、交流サイト「TUNAGU」または応募用紙から応募するものとする。

2 応募要件は、次の条件を満たす者とする。

(1) TUNAGU会員である者(申請中を含む)

(2) 栃木県内の地域団体と協働して中山間地域を盛り上げる意向があり、自身の専門性やスキルを活かして主体的に地域活動の企画や運営、情報発信などに携わることができる者

3 応募に要する通信料等の費用は応募者の負担とする。

4 応募者は選定結果について異議の申立はできないものとする。

(特派員の任期)

第5 特派員の任期は、委嘱の日から当該年度の2月末日までとする。

(特派員の役割)

第6 特派員は地域団体と連携を図りながら、主に以下の活動を行うこととする。

(1) 情報発信

地域団体の活動取材し、「TUNAGU」のサイトや自身のSNS等で情報発信する。

(2) 活動のサポート

地域団体の活動やイベントの企画、運営をサポートする。

(3) その他

県が実施する農村振興施策に関する助言を行う。

(4) 実施状況の報告

任期終了後、当該年度末の3月15日までに実施状況報告書を農村振興課宛て提出する。

(報酬)

第7 特派員の活動は無報酬とする。

2 活動実績が認められた特派員については、報償品（インセンティブ）を付与する。

(留意事項)

第8 県は、特派員の活動に係る費用を負担しない。

(委嘱の取消)

第9 農村振興課長は、特派員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委嘱を取り消すことができる。

(1) 第6の役割を果たしていないことが判明した場合

(2) 県民に不利益を与える行為、公序良俗に反する行為、その他特派員として不相当と認められる事由が判明した場合

(3) その他農村振興課長が不相当と認める場合

2 前項により特派員と第三者との間で生じたトラブル等については、県は一切の責任を負わない。

3 特派員は委嘱取り消しについて異議の申立はできないものとする。

(個人情報)

第10 特派員の個人情報は、本事業の実施に必要な範囲でのみ使用するものであり、その他の目的では一切使用しないものとする。

(その他)

第11 この要領に定めのない事項については、農村振興課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5(2023)年9月12日から適用する。

(別紙3)

地域団体等の取組段階に応じた目標及び支援内容の想定

段階	対象	目標（例）	支援内容（例）
STEP 1 スタート支援	協働活動に取り組みたい又は 取り組み始めたばかりの団体	<ul style="list-style-type: none">協働活動実施に向けた活動体制の確立活動の方向性や活動内容の決定	<ul style="list-style-type: none">地域の課題整理に向けた支援計画策定に対する支援受入体制確立に向けた支援
STEP 2 ステップアップ支援	協働活動の幅を広げたい団体	<ul style="list-style-type: none">協働活動の実践新規取組の創出	<ul style="list-style-type: none">協働活動の実践に向けた支援新規活動創出に向けた支援情報発信強化に対する支援活動参加者受入に向けた組織内の 人材育成に関する支援
STEP 3 プロジェクト創出支援	活動の継続性の確立・発展を 目指す団体	<ul style="list-style-type: none">資金や人材確保による活動の継続性の 確立及び発展	<ul style="list-style-type: none">活動資金創出に向けた支援企業や団体等の連携に向けた支援

(別紙4)

業務スケジュール

	＜１＞農村ファン交流促進業務				＜２＞農村ファン活躍地域づくり業務				(1)・(2)共通
	ア 現地交流会の開催	イ 企業等への協働活動参加推進	ウ TUNAGU特派員の募集及びサポート	エ TUNAGU会員証の増刷	ア 相談窓口の設置	イ 地域団体等に対する支援	ウ 行政機関との情報共有	エ 地域団体等によるTUNAGU活用促進	
4月									
5月	業務計画書(詳細スケジュール・実施体制・連絡体制等)の作成								
6月		推進活動	募集・委嘱		相談窓口設置・対応	地域団体等に対する支援	行政機関との情報共有	推進活動	実施状況報告
7月			活動サポート	会員証の増刷					実施状況報告
8月	参加者募集チラシ制作								実施状況報告
9月									実施状況報告
10月									実施状況報告
11月	現地交流会								実施状況報告
12月									実施状況報告
1月									実施状況報告
2月									実施状況報告
3月	実績報告書の提出								実施状況報告

本紙のスケジュールを基本として、業務計画書に具体的なスケジュールを示すこと